

「首都圏の新たな高速道路料金の具体案」について

国土交通省が発表した「首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」（令和3年3月12日）に基づき、高速道路会社及び機構において令和4年4月以降の首都圏の新たな高速道路料金の具体案を作成しましたのでお知らせします。また、本案に対して、国民の皆様から意見を募集します。

○首都圏の新たな高速道路料金の具体案の全体概要

1. 料金体系の更なる整理・統一

首都圏の高速道路料金については、平成28年4月に、これまでの整備重視の料金体系から、料金水準及び車種区分を統一（高速自動車国道の大都市近郊区間の水準及び5車種区分）した対距離制を基本とする利用重視の料金体系へ移行したところです。

今般、移行から一定の期間が経過したことも踏まえ、料金体系の整理・統一を更に進めることとします。具体的には、都市部において5年程度の期間でETC専用化等を概成することなども考慮し、首都高速において新たな上限料金を設定します。この際、平成28年4月の移行の際と同様、物流を支える車の負担が大幅に増加しないよう、首都高速の大口・多頻度割引について、更なる拡充を行います。

また、料金割引についても整理・統一を図る必要があることから、首都高速について、時間帯別の交通状況も考慮した上で、深夜割引を適用します。

2. 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

首都圏においては、平成28年4月に、都心部の渋滞等に対し、首都圏の交通流動の最適化を目指した、圏央道や外環をより賢く使う料金体系（起終点間の最短距離を基本に料金を決定）を導入したところです。

今般、平成30年6月の外環千葉区間開通を踏まえ、外環の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとします。ただし、混雑状況を踏まえ、対象経路等を新たに設定することとします。

3. 各路線の料金等

各路線の料金等については、下記の通りとします。

① 首都高速

平成28年4月からの利用重視の料金体系への移行の際、物流への影響や非ETC車の負担増などを考慮して、激変緩和措置として、上限料金（普通車：1,300円。移行時点）を設定したところですが、移行から一定の期間が経過したことも踏まえ、対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向け、都市部において5年程度の期間でETC専用化等を概成することなども考慮し、上限料金を見直します。当面、激変緩和措置として、新たな上限料金（普通車：1,950円）を設定します。

現行の割引のうち、大口・多頻度割引は、コロナ禍においても国民生活・経済

活動を支えた物流などの支援のため、割引率を拡充します（最大４５％）。あわせて、都心部の渋滞解消を目的として、交通量が少ない深夜利用を促進するよう、新たに深夜割引（２０％）を導入します。

なお、非ＥＴＣ車は、区間最大料金（普通車：１，９５０円）を適用します。ただし、放射線の下り方向の利用等については、入口から利用できる最大限の距離料金を適用します。

② 外環

平成３０年６月の外環千葉区間開通を踏まえ、外環の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとします。

ただし、交通への影響を踏まえ、常磐道三郷ＪＣＴと首都高速湾岸線及び横浜・川崎エリアを、都心を経由して相互に利用する交通が、外環千葉区間を利用する場合において不利にならないよう、外環千葉区間の料金を割引くこととします。

4. その他

（１）首都圏における同一起終点に対する経路別料金

平成２８年４月からの利用重視の料金体系への移行にあたり、道路交通や環境等についての都心部の政策的な課題を考慮し、圏央道の利用が料金の面において不利にならないよう、ＥＴＣ車については、経路によらず、起終点間の最短距離（当面は料金体系の整理・統一における激変緩和措置を考慮し、最安値とする）を基本に料金を決定することとしました。

首都高速における上限料金の見直し及び深夜割引の導入に伴い、同一起終点において、都心部経由の料金が変わる場合がありますが、圏央道経由の料金の方が高い場合は、引き続き圏央道経由の料金を都心部経由と同額に引き下げます。一方、政策目的に照らして、都心部通過が促進されないよう、都心部経由の料金の方が圏央道経由の料金よりも高い場合、その料金は引き下げないこととします。

（２）現金車対策

現金でご利用のお客さまに対し、現状を把握した上で、ＥＴＣ普及促進の取り組みなど必要な対策を実施します。

皆様からのご意見を伺った後、国土交通大臣へ申請等の手続きを実施します。